

重大事態の調査の実施主体の決定について

(提案理由)

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項並びに熊本県いじめ防止対策審議会条例第2条、熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第3条、第5条、第6条の規定に基づき、調査の実施主体を決定する必要があるため。

参考：関係法令条項

【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

参考：関係規則条項

【熊本県いじめ防止対策審議会条例】

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次条において同じ。）に関する重要事項
- (2) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に関する事項
- (3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る。）に関する事項

【熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則】

(熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議する重大事態)

第3条 熊本県いじめ防止対策審議会条例(平成26年熊本県条例第35号)第2条第3号の教育委員会規則で定める重大事態は、次に掲げる事態とする。

- (1) 法第28条第1項第1号に規定する重大事態のうち、県立学校に在籍する児童又は生徒(以下この号及び次条第1項第3号において「児童等」という。)の自殺又は自殺未遂により当該児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるもの。
- (2) その他教育委員会が熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議を行うことが必要であると認めるもの。

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。

- 2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（次条及び第7条において「専門家等」という。）を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。
- 3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

重大事態の調査の実施主体の決定について

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項並びに熊本県いじめ防止対策審議会条例第2条、熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第3条、第5条、第6条の規定に基づき、下記のとおり調査の実施主体を決定する。

記

1 調査の実施主体 熊本西高等学校いじめ調査委員会

2 調査委員等

- (1) 県教育委員会が推薦する専門的な知識及び経験を有する者（以下「専門家等」という。）を含む3人以上5人以内。
- (2) 委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

3 調査委員の推薦

県教育委員会として、専門的な知識及び経験を有する者を分野ごとに1人推薦する。
その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。

4 本事案の概要等

- ・当該生徒は、令和7年（2025年）4月に熊本西高等学校に入学。
 - ・令和7年9月16日（火）、当該生徒の保護者から学校に電話があり、クラスで無視される、漫画のキャラクターを用いて揶揄される、といったいじめにあっている旨の訴えがあった。
 - ・9月17日（水）、当該生徒の保護者から県教育委員会に相談があり、県教育委員会が把握。その後、学校から報告を受けた。
 - ・学校は、事実関係を把握するための聴き取り調査を、9月16日（火）から12月にかけて実施した。
 - ・聴き取り調査の中で、加害とされる生徒が行為の一部を認めたため自宅待機としたが、再度の聴き取り調査で否認したため、教室に戻すこととなった。
 - ・一方、当該生徒から、加害とされる生徒がいる教室には入りたくないとの申し出があり、9月24日（水）以降、欠席が続いた。
 - ・学校は、加害とされる生徒・保護者から当該生徒・保護者への謝罪の機会を順次設定したが、当該生徒・保護者の納得は得られなかった。
 - ・当該生徒の保護者によると、謝罪の会後の夜に大量服薬をし、翌日も体調が回復しないため通院。その後、入院したとのことであった。当該生徒は、心身の不調から1か月余り入院した。
 - ・退院後、しばらく自宅で療養し、3学期より登校を再開している。
 - ・調査の結果、当該生徒が訴えている7つの事柄により、当該生徒が心身の苦痛を感じたと考えられるため、いじめと認知した。
- ※学校は基本調査（いじめ防止対策推進法第23条の規定に基づく調査）を実施し、以下の7つの事柄をいじめとして認知したが、客観的な事実関係等について、外部専門

家を中心とした調査委員会による更なる詳細な調査（同法第28条第1項の規定に基づく調査）が必要であると判断したものである。

◆学校が事実確認を行い、認知したいじめ行為

事柄① R7年7月

7月5日以降、同級生が当該生徒に対して悪口を言った行為。

事柄② 同年9月

9月上旬、同級生が、漫画のキャラクターに似ているとしてキャラクターの画像や当該生徒とキャラクターと一緒に映る合成写真を作成して、同級生にLINEで送信した行為。

事柄③ 同年9月

9月5日、同級生がクラスのグループLINEに、当該生徒に似ていると揶揄されている漫画のキャラクターの画像を掲載した行為。

事柄④ 同年9月

9月上旬、同級生が、漫画のキャラクター等、当該生徒のことを揶揄している発言をした行為。

事柄⑤ 同年9月

9月14日、同級生が、クラスの男子のグループLINE上で当該生徒に対し、「曲のセンスもやばいし、書いてることもきもすぎて鳥肌立った」「あいつ校長にいうらしいよ」「(漫画のキャラクター) 呼びしているの」「きも」「まじしねよ」と送信した行為。

事柄⑥ 同年9月

同級生が、クラスの男子のグループLINEで「(漫画のキャラクター) の事件でなんか言われたら」「(他の生徒の名前) のことって言おう」と送信した行為。

事柄⑦ 同年9月

9月18日、同級生が、クラスのグループLINEで、「明日休み、きた」「まあ何が来てもびびらないんで余裕やね」と送信した行為。